

○小牧市成年後見制度利用支援事業実施要綱

平成17年3月25日

16小高第169号

改正 平成29年6月1日29小長第905号

平成29年12月28日29小長第3164号

平成31年4月1日31小長第152号

令和元年7月1日31小長第859号

(目的)

第1条 この要綱は、成年後見制度の利用に当たり、必要となる費用を負担することが困難である者に対し、市が費用を助成することにより、判断能力が不十分な認知症高齢者、知的障害者及び精神障害者（以下「認知症高齢者等」という。）の福祉の増進を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 助成の対象者は、民法（明治29年法律第89号）第7条、第11条、第15条第1項に規定する審判の請求（以下「審判請求」という。）が行われた者のうち、次の表の左欄に掲げる者のいずれかに該当し、かつ、同表右欄に掲げる者のいずれかに該当する認知症高齢者等とする。

(1) 本市に住所を有する者	(1) 生活保護法の規定による被保護世帯に属する者
(2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第18条第2項の規定により本市が措置を採っている者	(2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定による支援給付受給世帯に属する者
(3) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第19条第2項の規定により本市が保護を実施している者	(3) 対象者の属する世帯の収入及び預貯金、債権、株式その他の金融資産（以下「預貯金等」という。）の額から審判請求の申立て費用及
(4) 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第16条第1項第2号及び第3号の規定により	

<p>本市が措置を採っている者</p> <p>(5) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第11条第1項の規定により本市が同項各号に掲げる措置を採っている者</p> <p>(6) 介護保険法（平成9年法律第123号）第13条第1項又は第2項の規定により本市が行う介護保険の被保険者とされた者</p> <p>(7) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第19条第3項又は第4項の規定により本市が介護給付費等の支給決定を行った者</p>	<p>び後見人等の開始後の報酬の額を控除した額が、当該世帯に係る生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）により算定した最低生活費を下回る世帯に属する者</p> <p>(4) 次のアからエまでのいずれにも該当する世帯に属する者</p> <p>ア 世帯員全員が市民税非課税である世帯</p> <p>イ 世帯の年間収入の合計額が、単身世帯にあつては150万円、単身世帯でない世帯にあつては150万円に世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下である世帯</p> <p>ウ 世帯の預貯金等の合計額が、単身世帯にあつては350万円、単身世帯でない世帯にあつては350万円に世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下である世帯</p> <p>エ 世帯員が居住する家屋その他の日常に必要な資産以外に利用し得る資産を所有していない世帯</p>
---	--

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者については、関係市町村と協議の上、市長がやむを得ないと認めるときは、助成の対象とすることができる。

(1) 身体障害者福祉法第18条第2号の規定により本市以外の市区町村

が措置を採っている者

(2) 生活保護法第19条第2項又は第3項の規定により本市以外の市区町村が保護を実施している者

(3) 知的障害者福祉法第16条第2号及び第3号の規定により本市以外の市区町村が措置を採っている者

(4) 老人福祉法第11条第1項の規定により本市以外の市区町村が同項各号に掲げる措置を採っている者

(5) 介護保険法第13条第1項又は第2項の規定により本市以外の市区町村が行う介護保険の被保険者とされた者

(6) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第19条第3項又は第4項の規定により本市以外の市区町村が介護給付費等の支給決定を行った者

3 前2項の規定にかかわらず、審判請求により付された後見人、保佐人又は補助人（以下「後見人等」という。）が当該後見人等を付された認知症高齢者等の親族（民法第725条に規定する親族をいう。）である場合は助成の対象としない。

（対象となる費用）

第3条 助成の対象となる費用は、次の各号に掲げる費用等の区分に応じ、当該各号に掲げる費用等の全部又は一部とする。

(1) 審判請求に要する費用（以下「審判請求費用」という。） 審判請求に係る切手購入費用、収入印紙購入費用、診断書作成費用及び鑑定費用

(2) 後見人等の報酬 民法第862条（同法第876条の5第2項及び第876条の10において準用する補佐及び補助の事務を含む。）の規定により、家庭裁判所が決定した額。ただし、助成の対象者の生活の場が施設の場合は月額18,000円を、在宅の場合は月額28,000円を上限とする。

（助成の申請）

第4条 審判請求費用又は後見人等の報酬の助成を受けようとする者は、

審判請求費用・後見人等報酬助成申請書（様式第1）を、認知症高齢者にあつては市長に、知的障害者又は精神障害者にあつては小牧市福祉事務所長（以下「福祉事務所長」という。）に提出しなければならない。

2 前項の申請書に添付する書類は、次の各号に掲げる助成の区分に応じ、当該各号に掲げるものとする。

(1) 審判請求費用の助成 審判請求に要した費用の額を証する書類

(2) 後見人等の報酬の助成 家庭裁判所が発行する後見等報酬付与の審判書謄本の写し、後見等事務報告書の写し及び財産目録書等の写し

3 審判請求費用の助成の申請は審判請求に係る審判が確定した日の翌日から起算して180日以内に、後見人等の報酬の助成の申請は報酬付与の審判が確定した日の翌日から起算して180日以内に行わなければならない。

（助成の決定）

第5条 市長又は福祉事務所長は、前条第1項の申請があつたときは、当該申請書の内容を確認し、その結果を審査請求費用・後見人等報酬助成決定・却下通知書（様式第2）により当該申請をした者に通知する。

（後見人等の報告義務）

第6条 後見人等の報酬の助成を受けている者は、資産状況及び生活状況に変化があつた場合には、速やかに、市長又は福祉事務所長に報告しなければならない。

（助成の中止）

第7条 市長又は福祉事務所長は、助成の対象者が第2条に規定する要件を満たさなくなつたときは、後見人等の報酬の助成を中止する。

（雑則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年12月1日から施行する。

附 則（平成 29 年 2 9 小長第 9 0 5 号）

この要綱は、平成 29 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 2 9 小長第 3 1 6 4 号）

- 1 この要綱は、平成 30 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に改正前の小牧市成年後見制度利用支援事業実施要綱の規定に基づいて作成されている用紙（様式第 2 に限る。）は、改正後の小牧市成年後見制度利用支援事業実施要綱の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則（平成 31 年 3 1 小長第 1 5 2 号）

- 1 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の小牧市成年後見制度利用支援事業実施要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に審判請求が行われた者に係る審判請求費用又は後見人等の報酬の助成について適用し、同日前に審判請求が行われた者に係る審判請求費用又は後見人等の報酬の助成については、なお従前の例による。
- 3 この要綱の施行の際に現に改正前の小牧市成年後見制度利用支援事業実施要綱の規定に基づいて作成されている用紙は、改正後の小牧市成年後見制度利用支援事業実施要綱の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則（令和元年 3 1 小長第 8 5 9 号）

この要綱は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

様式第1その1（第4条関係）

審判請求費用・後見人等報酬助成申請書

年 月 日

(宛先) 小牧市長

(被後見人等)

住所

氏名

個人番号

生年月日

電話番号

次のとおり審判請求費用・後見人等報酬の助成を申請します。

後見人等	氏名		生年月日	年 月 日
	住所	電話番号		
申請理由				
後見等の内容				

上記に関する審判請求費用・後見人等報酬助成費を次の口座に振り込んでください。

口座振込依頼欄	銀行 信用金庫 信用組合 農協	本店 支店 支所 出張所	種目	1 普通 2 当座 3 その他
	フリガナ 口座名義人		口座番号	

備考1 この様式は、被後見人等が認知症高齢者の場合に使用する。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第1その2（第4条関係）

審判請求費用・後見人等報酬助成申請書

年 月 日

(宛先) 小牧市福祉事務所長

(被後見人等)

住所

氏名

個人番号

生年月日

電話番号

次のとおり審判請求費用・後見人等報酬の助成を申請します。

後見人等	氏名		生年月日	年 月 日
	住所	電話番号		
申請理由				
後見等の内容				

上記に関する審判請求費用・後見人等報酬助成費を次の口座に振り込んでください。

口座振込依頼欄	銀行 信用金庫 信用組合 農協	本店 支店 支所 出張所	種目	1 普通 2 当座 3 その他
	フリガナ 口座名義人		口座番号	

備考1 この様式は、被後見人等が知的・精神障害者の場合に使用する。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第 2 その 1 (第 5 条関係)

審判請求費用・後見人等報酬助成決定・却下通知書

第 号  
年 月 日

様

小牧市長

印

年 月 日に申請のありました審判請求費用・後見人等報酬助成については、次のとおり決定しましたので通知します。

後見人等	氏 名		生年月日	年 月 日
	住 所	電話番号		
報 酬 額				
却下・減額 の 理 由				

備考 1 この様式は、被後見人等が認知症高齢者の場合に使用する。

2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。



様式第2その2（第5条関係）

審判請求費用・後見人等報酬助成決定・却下通知書

第 号  
年 月 日

様

小牧市福祉事務所長

印

年 月 日に申請のありました審判請求費用・後見人等報酬助成については、次のとおり決定しましたので通知します。

後見人等	氏名		生年月日	年 月 日
	住所	電話番号		
報酬額				
却下・減額の理由				

備考1 この様式は、被後見人等が知的・精神障害者の場合に使用する。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第 1 その 1 (第 4 条関係)

様式第 1 その 2 (第 4 条関係)

様式第 2 その 1 (第 5 条関係)

様式第 2 その 2 (第 5 条関係)